

# 平成 27 年度 一橋大学基金による大学院生海外派遣奨学金 募 集 要 項

ー平成 27 年度において留学または研究を開始する大学院生対象ー

平成 23 年 4 月に発表された「一橋大学プラン 135」では、若手研究者育成、教育の高度化及びグローバル化推進のため、大学院生等への海外留学・研修等の支援制度を一層充実する必要性が掲げられています。

そのために、本学は、海外の大学、研究機関およびこれに準ずる機関における単位修得や専門の研究を行う大学院生を支援する奨学金制度を創設しました。

平成 27 年度一橋大学基金による大学院生海外派遣奨学金を下記により募集しますので、奨学金支援を希望する大学院生は、よく読んで応募してください。

なお、派遣先として本学と学生交流協定を締結している大学を希望することも可能ですが、授業料相互不徴収の対象とはならないので注意してください。

## 記

### 1 応募資格

次のすべての条件を満たす者

- ① 申請時点において、本学大学院正規課程（修士課程、博士後期課程、専門職学位課程）に在学し、奨学金支給期間を通じて本学大学院に在籍する見込みの者。または、申請時に本学学部 4 年次に在学し、「学部・大学院 5 年一貫教育システム」により支給期間を通じて本学大学院修士課程に在籍する見込みの者
- ② 奨学金支給期間中、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生または交換留学生ではない者
- ③ 派遣先機関において単位取得または専門の研究を行う目的が明確な者（ただし、単位取得を目的とする場合は、大学院課程へ入学する者のみとする）
- ④ 本学大学院在籍中、一橋大学海外派遣留学制度により奨学金を受給していない者
- ⑤ 過去において、本奨学金制度に採用されたことがない者
- ⑥ 一橋大学海外派遣留学制度との併願をしない者

注 1) 申請時点とは、後記 6 に定める提出期間内とする。

注 2) 申請時点において、修士課程 2 年に在学し、平成 27 年度本学博士後期課程進学予定の者も申請可とする。

注 3) 申請時点において、休学中の者は申請不可であるが、奨学金支給期間中は休学することも可能である。ただし、本学における単位認定を希望する者は、留学身分でなければならない。

注 4) 申請時点において、標準修了年限内在学者のみ申請可とする。

## 2 募集人数

若干名

## 3 支給内容

- ① 滞 在 費 : 月額 8 万円
- ② 授業料/在籍料 : 奨学金支給期間内の実額 (上限額 50 万円)

注 1) 渡航費は本奨学金支給の対象としない。

注 2) 授業料/在籍料には、留学の場合は入学金と授業料、研究の場合は登録料と在籍料 (または授業料) 等が含まれる。

注 3) 支給対象者が奨学金等の受給期間中、月の初めから終わりまで 1 か月以上にわたって留学先の国・地域を離れることになった場合、研究をより進展させる目的による場合を除き、当該月については滞在費を支給しない。

注 4) 上記注 3), その他派遣期間の変更等で奨学金の返納手続きの必要性が生じた場合は、本学の指示に従うこと。

## 4 奨学金支給期間

支 給 期 間 : 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

支 給 開 始 時 期 : 海外の大学等において、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、単位取得や専門の研究を開始するものについては、入学する月より支援を開始する。ただし、留学または研究活動開始前の語学研修期間等は、支援期間には含めない。

## 5 申請書類

書 類 ※	注意事項
(1) 申 請 書	所定様式を用いること。
(2) 研 究 計 画 書	様式自由, A4 判 2 頁以内, 指定項目あり。
(3) 推 薦 書	所定様式を用いること。
(4) 成 績 証 明 書	・学部の成績証明書 (和文以外の場合には, 原本とともに和訳も提出すること。) ・大学院の成績証明書 (和文) (平成 26 年度夏学期の成績を含むもの)

<p>(5) 語学能力を証明する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の大学、研究機関およびこれに準ずる機関において、単位取得や専門の研究指導を受ける上で、必要となる語学能力を証明する書類とする。 (例) 指導教員による教授言語がフランス語であれば、フランス語の語学能力試験のスコアとする。</li> <li>・平成 25 年 4 月以降に受験した語学能力試験のスコアレポートであること。</li> <li>・原本・コピー各 1 通を提出のこと。原本は選考結果公表後に返却する。</li> <li>・推奨する語学能力試験一覧 (例) ※ <ul style="list-style-type: none"> <li>○英 語 : TOEFL iBT, IELTS</li> <li>○独 語 : オーストリア政府公認 ドイツ語能力検定試験, ケーテ・インスティトゥートドイツ語検定試験</li> <li>○仏 語 : DELF/DALF, TCF, TEF</li> <li>○西 語 : DELE</li> <li>○伊 語 : CILS, CELI</li> <li>○中国語 : HSK, 中国語検定試験</li> <li>○韓国語 : 韓国語能力評価試験 KLAT, TOPIK</li> </ul> </li> </ul> <p>※語学能力試験実施機関が発行する語学能力証明書が提出できない場合には、本学指定の語学能力証明書を語学担当教員等に作成を依頼の上、提出すること。</p>
<p>(6) 一橋大学基金による大学院生 海外派遣奨学金に関する承諾書</p>	<p>所定様式を用いること。</p>
<p>(7) 個人情報収集同意書</p>	<p>所定様式を用いること。</p>

※ 審査の過程で必要に応じて追加書類の提出を指示する場合がある。

注) 成績証明書は、学部、大学院両方を提出すること。本学以外に在籍していた場合も同様とする。

例) 博士後期課程 2 年生の場合、学部、修士課程、博士後期課程の成績証明書 3 点を提出すること。

## 6 提出期間・提出先

提出方法：前項 5 に定めるすべての書類を、下記の提出期間内に所属する研究科等事務室に提出。

提出期間：平成 26 年 11 月 20 日 (木) ～ 平成 26 年 11 月 26 日 (水) 午後 5 時まで (締切厳守)

注) 応募資格を有しない者の申請書類または書類不備の場合は、受理しない。

## 7 選考方法・選考結果の発表

一橋大学研究機構が、第 1 次選考 (書類審査) および最終選考 (面接審査) を行い、奨学生候補者を決定する。

- ・第 1 次選考の結果発表日：平成 26 年 12 月 12 日 (金) (予定)

- ・最終選考 (面接審査) 日：平成 26 年 12 月 17 日 (水) (予定)

※最終選考結果の発表は、平成 26 年 12 月下旬を予定。研究科等を通じて申請者に通知する。

なお、奨学生候補者は、派遣先機関が発行する入学許可書あるいは受入承諾書を研究機構に提出した時点で本事業の奨学生として承認される。上記書類の提出期限は、原則として、平成 27 年 5 月末とし、期限までに未提出の場合には、奨学生として承認せず奨学金は支給しない。

## 8 その他

- (1) 奨学金支給期間中の事故および疾病等は派遣者の責任とし、かかる費用は自己負担となる。  
なお、不測のトラブルに備え、自己の責任において必ず海外旅行傷害保険に加入すること。  
また、現地での緊急事態等の発生の場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、最寄りの在外公館に「在留届」を提出すること。
- (2) 奨学生候補者は、派遣先機関等との受入交渉、旅券や査証の申請、航空券手配、予防接種など派遣にかかわるすべての手続きを自己の責任で行うこと。派遣先機関等の入学許可書等もしくは査証の取得に日数を要した等の理由により、平成 27 年度中（平成 28 年 3 月 31 日まで）の留学または研究開始が不可能となった場合は、奨学金の支給を取り消すことがある。
- (3) 本学が実施する「危機管理セミナー」への参加は、奨学生の義務とする。
- (4) 原則として、本奨学金と併せて、他団体等から当該留学または研究のための奨学金を受けることはできない。ただし、外国の大学等の定める授業料/在籍料が本奨学金による授業料/在籍料の支給上限額を超える場合に限り、他団体等が授業料/在籍料として支給する奨学金との併給を認める。なお、本奨学金が定める滞在費については、他団体等から支給される奨学金と併せて、月額 8 万円を超えない範囲での併給は可能とする。
- (5) 派遣者は、奨学金受給期間終了時に以下の書類を提出すること。
  - ① 派遣先大学より発行された成績証明書（留学の場合）  
派遣先機関より発行された在籍証明書および成果報告書（研究の場合）  
（提出先）所属する研究科等事務室  
（期 限）奨学金受給期間終了時より 1 ヶ月以内
  - ② 派遣期間満了届  
（提出先）国際課  
（期 限）奨学金受給期間終了時より 2 週間以内

## 9 問い合わせ先

学務部国際課学生交流係

電 話：042-580-8764

E-mail：int-gs.g@dm.hit-u.ac.jp